

国土交通省告示第1092号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第10条第7項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

平成18年9月19日

国土交通大臣 北側 一雄

**貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置**

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第10条第7項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の従業員に対して指導及び監督を行うための措置を講じるものとする。

1 目的

この指針は、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、運転者に対する指導及び監督その他の輸送の安全の確保に係る措置を一層確実にを行うため、全従業員に対して、組織的に、効果的かつ適切な指導及び監督を実施することを目的とする。

2 効果的かつ適切な指導及び監督の実施に必要な措置

- (1) 事業者は、貨物自動車運送事業の運営において輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させるため、輸送の安全に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）を定め、全従業員に対して周知を図らなければならない。
- (2) 事業者は、基本的な方針に基づき、事故件数、輸送の安全に資する機械器具の導入状況その他の輸送の安全に関する具体的な目標を設定し、それに向けて適切に措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、従業員に対する教育及び研修を体系的に実施する等の措置を講じなければならない。
- (4) 事業者は、事故、災害等に関する報告、自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突し、又は接触するおそれがあったと認識した実例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）、事故の防止を図る上で効果的な事例その他の指導及び監督に資する情報の伝達が適切に行われるよう措置を講じなければならない。

3 効果的かつ適切な指導及び監督の実施に当たり配慮すべき事項

事業者は、指導及び監督を効果的かつ適切に実施するに当たっては、次に掲げる事項に配慮することが望ましい。

(1) 適切な組織体制の整備

複数事業者間の連携等

相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、基本的な方針の統一、教育及び研修の共同実施等により緊密に連携を図ること。

事業者内部の透明性の確保

基本的な方針の策定や目標の設定等に当たり、経営の責任者と従業員による意見交換等を十分に行うこと。

(2) 輸送の安全に関する施策の効果的な実施等

効果的な目標の設定

輸送の安全に関する目標の設定に当たっては、事業者全体の目標に加え、個々の事務所その他の営業所における目標を設定するとともに、当該目標を達成した場合には、それより高い目標を設定すること。

参加・体験・実践型の教育及び研修の実施等

教育及び研修を実施するに当たっては、対象となる従業員の年齢、経歴、能力等に応じた具体的な計画を作成し、具体的な事例を解決することに重点を置く手法や、グループ討議等の手法を取り入れた教育及び研修を実施するとともに、当該教育及び研修を一層充実したものとするためにその効果の確認を行うこと。

指導及び監督の内容の見直し

輸送の安全の確保に係る措置をさらに高度なものとするため、必要に応じて、現在の指導及び監督の内容の見直しを行うこと。